

## 第 16 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 30 年 11 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 49 号 議第 50 号 議第 51 号 議第 52 号 報第 15 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂 太 郎
6、会議録署名者	5 番 青木友誉 委員 8 番 田中宣行 委員
7、欠席議員	
議 長	ただ今の出席委員は 13 名で定数に達していますので、これより第 16 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日の欠席者は 3 番 奥村清治委員から届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、5 番 青木友誉委員、8 番 田中宣行委員を指名します。
議 長	それでは、議第 49 号 農地法 第 4 条 第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について 1 2 番 山口委員 説明願います。
12 番山口委員	申請地の場所は小原の公民館より北東へ 300m 程の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、以前は山間地域にある申請地にて耕作をしていましたが、農業収益が悪かったため、植林（スギ・ヒノキ）を行いました。 今後は植林地として維持・管理を行います。 添付書類は誓約書、始末書を確認しました。 転用によって生ずる付近の土地の概要は、申請地と隣接する農地はありません。近隣の農地も水路を挟んでいるため、本転用による影響はないと考えます。 10 月 25 日に現地確認を行いました。

<p>議 長</p>	<p>雨水処理については自然浸透で処理します。 以上から 1 号事案の申請内容に問題はないかと思われます。 皆様の審議をお願いいたします。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 (ほかに) 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地に位置付けられます。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 1 号事案については適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>1 号事案について、10 番 鍵谷道隆委員 説明願います。</p>
<p>10 番鍵谷委員</p>	<p>申請地の場所は伏見小学校校門より町道を西へ約 50m 進み、北側へ約 50m 入ったところ です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細として、譲受人は申請地付近で自宅建設のための土地を探しておりました。譲渡人は高齢となり、農地の維持管理が困難で近年申請地での耕作は行っておらず売却を考えておりました。双方の間で売買の合意ができたため今回の農地転用に至りました。</p> <p>転用によって生じる付近の土地の概要は、東側・南側は可児土地改良区用水路地下配管の敷地になっております。現地確認時に依頼した草刈りがしづらい部分のコンクリートの処理については、東側部分に行っていただけるよう連絡をいただきました。</p> <p>西側・北側は道路となっています。東側・南側はコンクリートブロックで囲い、土砂・雨水等の流出を防止することとなっています。</p> <p>雨水は西側道路側溝へ接続排水、汚水は北側道路の公共下水道に接続し、排水します。</p> <p>添付書類については、土地利用計画図・委任状・誓約書・ローン事前審査結果・始末書について確認しました。 始末書には、昭和 40 年から申請地の一部を駐車場として利用し</p>

	<p>ています。農地にもかかわらず農地法の許可を得ることなく、申請地を農業以外の目的で利用していたことについては十分反省しております。今後このようなことがないように気を付けてまいります。との内容です。</p> <p>10月25日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから1号事案の申請内容について問題はないかと思われます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>(ほかに) 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第51号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について、平田推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
平田推進委員	<p>地区担当の田中宣行委員と10月26日に現地確認を行いました。</p> <p>対象地の場所は国道21号バイパス井尻交差点より南へ約150mの所です。</p> <p>管理は十分にされており、私はこの申請に問題はないかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>(ほかに) 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>

議 長	採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案には可決しました。
議 長	2号事案について、梅田推進委員 現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。
梅田推進委員	本件の対象地は、先般、皆様にご足労頂き遊休農地の解消をしたものであります。 農地として活用できる見込みであり、本申請については問題がないと思われま
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 (ほかに) 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案には可決しました。
議 長	次に 議第 52 号 農用地利用配分計画 (案) に対する意見について 議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	本事案は 私の議事参与にあたりますので、議長を職務代理者と交代します。 亀井委員 よろしく願います。
亀井職務代理	会長に代わり、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願います。  それでは、1号事案について 9番鍵谷委員、15番鍵谷会長に係りますので、9番鍵谷委員、15番鍵谷会長は 農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (9番 鍵谷委員 15番鍵谷会長 退席)  質疑に入ります。質疑ありますか。

事務局次長	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
亀井職務代理	<p>それでは採決に入ります。</p> <p>1号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p>
議 長	<p>審議終了いたしましたので、9番 鍵谷委員、15番鍵谷会長の着席を認め、議長を鍵谷会長と交代します。 (9番 鍵谷委員 15番鍵谷会長 着席)</p>
議 長	<p>次に 報第15号 農地法第3条の3 第1項の規定による届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
議 長	<p>事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時07分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

---

5 番

---

8 番

---